

意見書

平成 17 年 3 月 17 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

住所 とうきょうとみなとくひがししんぼしちちようめ 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 そふとばんくびーびーかぶしきがいしゃ ソフトバンクBB株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちよう 代表取締役社長 そん まさよし 孫正義

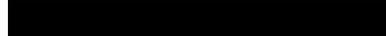
メールアドレス 

郵便番号 105-7316

住所 とうきょうとみなとくひがししんぼしちちようめ 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 にっぽんてれこむかぶしきがいしゃ 日本テレコム株式会社

代表執行役社長 倉重 英樹

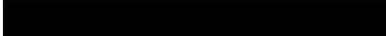
メールアドレス 

郵便番号 111-8016

住所 とうきょうとみなとくだいばにちちようめ 東京都港区台場二丁目3番1号

氏名 にっぽんてれこむ あいでいーしーかぶしきがいしゃ 日本テレコム・アイディーシー株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちよう 代表取締役社長 かさい かずひこ 笠井和彦

メールアドレス 

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成17年2月25日付け情審通第27号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

<はじめに>

このたび、平成17年度に適用されるNTT東西殿接続料(LRIC方式)について、意見を提出する機会を与えていただいたことに対して厚く御礼申し上げます。以下に私共の考えを述べさせていただきますので、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

<本論>

1. IC接続料の大幅値上げについて

平成17年度のGC接続料とIC接続料の差額は、現状に比べ約1.7倍となる大幅な値上げです。値上げの要因は、IC接続等ICを経由するトラヒックの減少と、これまでGCに帰属していた共用トランクポート費用の負担変更によるものです。

この値上げは、IC接続事業者の経営に与えるインパクトが大きく、かつ次年度間近での公表と適用は健全な企業運営を著しく損ねるものであることから、適切な見直しを要望いたします。

(1) 情報開示等予見性の欠如

IC経由呼のトラヒック減少は、GCのトラヒック動向と異なり、これまで接続委員会の審議や答申でほとんど触れられていません。また2年間で大幅にトラヒックが減少となっている事実を接続事業者は知り得なかった状況で、GC接続とIC接続の差は約1円程度の格差と想定していた中、今回の格差は全くの想定外です。

更に、共用トランクポートの負担変更については、17年度以降の接続料議論では全く論じられていなかったもので、今年1月の専用トランクポートの個別負担化の申請におけるパブリックコメントの中で、具体的な数値等も各社が議論する間もなく急遽負担方法を変更したものです。

上記状況では、接続事業者が、今回の申請までの間に大幅な値上げがあることを予測できるものではありません。

また、下記のトランクポート見直しの貴審議会答申(平成17年1月21日)においては、GC接続からIC接続へ切り替える事業者が存在することを「十分」に想定されております。これは、当該申請時において、共用トランクポートの負担変更によってIC接続に大幅なコスト増をもたらすことは、貴審議会においても認識されなかったほど、情報が不足していたことを示すものと考えます。

(考え方7)

トランクポート等の個別負担化に伴い、GC接続を廃止し、IC接続に切り替えることが適切であると判断する接続事業者が存在することは十分想定される。

このことから、NTT東日本及びNTT西日本においては、経過措置の一環として、GC接続を廃止しIC接続へ切り替えることを希望する事業者がいる場合その申し込みを1月末まで受け付けることが適当であり、総務省においては、上記の点が確保さ

れた場合は、認可することが適当である。(略)

下線は当社追記

(2) 回収方法の変更に至る経緯についての問題

共用トランクポート費用の回収方法変更については、多くの事業者が認識を深めるほどの十分な説明がされないまま、今回の申請となっております。また、負担方法の変更を議論する中で本来議論されるべきその水準(金額)が全く公表されなかったことも今回負担方法を変更する上で大きな問題と考えます。(なお、NTT東西殿は、トラヒックを常に把握しているため、見込み金額は算定可能と思われます。)

一方、専用トランクポートの金額だけを明らかにし、申込期間の猶予が与えられて、各事業者は平成17年度の建設申込みを行っており、その後に申し込みの前提となったIC接続料の値上げを行うことは納得し難いものです。

(3) 検討いただきたい事項

トランクポート等に係る接続料の見直しの答申(1/12)において、接続事業者における負担の急激な増加を避ける必要性を検討されたと同様に、今回も以下の激変緩和措置の検討をお願いいたします。

次事業年度開始直近で想定外に急激な接続料の上昇が発生することによる接続事業者の事業運営へ悪影響軽減のため、料金水準の経過措置の設定を要望します。

新しい料金水準に対応するため回線数の増減を行う必要があることから、建設申込みの受け付けと迅速な工事に関する経過措置を要望します。

- ・ H17年下期建設申込みの見直しの受付。
- ・ H17年度上期中での変更要望に対する定期申込み工事費での受付。
- ・ 迅速な工事実施
- ・ 上記工事実施の場合、ルール変更による申込見直しであることから、キャンセル費用の適用を除外すること

2. 今後の情報開示について

1で述べたように、今回の接続料変更において、接続事業者は次年度(平成17年度)の接続料について十分な情報が得られず、年度直前の時期にはじめて料金額を認識することとなりました。次年度以降においても、なんら情報提供がなされなければ、接続事業者は接続料の見通しを立てることができず、適切な事業計画や設備計画を立てることができません。このような状態は、事業の予見性を損なうだけでなく、事後的なネットワーク変更等の対応をもたらし、業界全体(NTT東西殿・接続事業者双方)に無駄な投資・工事を発生させていることとなります。

また、これに対しNTT東西殿は唯一トラヒック状況を把握でき、接続料の見通しを立てることが可能な立場であることから、情報の非対称性があり、公正競争確保の点で問題があると考えております。

私共としては、情報面における公平性を確保し、接続事業者においても接続料の見通しを立て、

適切に事業計画・設備計画を策定できるような措置が必要であると考えます。具体的には、G C 経由トラヒックおよびI C 経由トラヒックについて、四半期単位などで適宜情報開示を行うべきと考えます。

3．今後の接続料の在り方について

平成16年10月19日付貴審議会答申においては、接続料水準をG Cで5.2円～5.7円/3分と予測して、N T Sコストの控除方法・控除期間が決定されております。

しかしながら、今回申請されたG C接続料は5.32円/3分となっておりますが、答申における予測と同様の方式で算定（トランクポート費用を従来の方式で算定）した場合には、予測した範囲の上限である5.7円に近い水準になっているものと推測しております。

さらに、1で述べたI C接続料の大幅な値上げを併せて考えると、当該答申において想定された接続料水準を結果として上回る事態が発生しているものと考えます。

私共としては、今後の接続料上昇を抑制するために、N T Sコスト控除猶予期間の短縮を行うべきと考えます。

また、今後もトラヒック状況や接続料の見直しについては継続して検証を行い、必要に応じ接続料算定の在り方の見直しを行うべきと考えます。

以上